



公 示 送 達 書

上税第 2 2 0 号
令和 8 年 9 月 1 8 日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	AGUS SALIM
送達する書類	督促状 1 通
	令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税第 2 期
(注) 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	ANDRI WIJATMIKO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	VU QUANG TRUNG
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

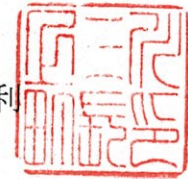


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	KARISA
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

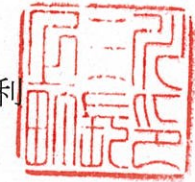


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NGUYEN THI THUY KIEU
-----------	----------------------

送達する書類	督促状 1 通
--------	---------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	SABAL TIMOTHY SABALLA
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	CINDY LUSIANA DEWI
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第 220 号
令和 8 年 9 月 18 日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第 20 条の 2 の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	SUDARNO SUPARTA
送達する書類	督促状 1 通
	令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税第 2 期
(注) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TARNO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN VAN TUYEN
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第 220 号
令和 8 年 9 月 18 日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第 20 条の 2 の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

TRAN THI THU HA

送達する書類

督促状 1 通

令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税第 2 期

(注) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN THI LINH
-----------	---------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第 2 2 0 号
令和 8 年 9 月 1 8 日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	DOAN THI MINH NU
送達する書類	督促状 1 通
	令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税第 2 期
(注) 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

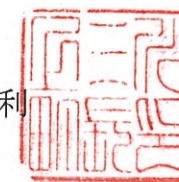


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NURLALIH
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第 2 2 0 号
令和 8 年 9 月 1 8 日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	HERU VERDIAN SAGITA PUTRA
送達する書類	督促状 1 通
	令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税第 2 期
(注) 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	HENDRO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	MUHAMAD BUSTOMY AL PAYED
-----------	--------------------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	MUHAMAD YASIN ALFADANI
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

RAHMAT HIDAYAT

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	RAIHANDY FIRDAUS
-----------	------------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	前澤 徹
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

半田 瑠伊

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

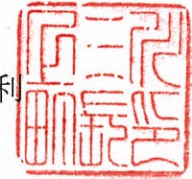


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

高木 佑斗

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	蛭田 康暉
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

齋藤 巨來

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	篠崎 雄一
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	松本 翔太
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

萩原 蓮

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	永藤 邦治
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	廻谷 幸廣
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	中村 尚功
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	曾根 佑大
-----------	-------

送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	中嶋 崇人
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

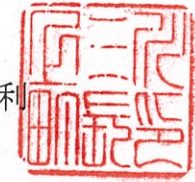


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	岩本 新大
-----------	-------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

湯澤 啓次

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

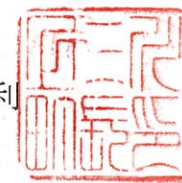


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	柘植 勝則
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	平野 充孝
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NGO THI MAI THU
-----------	-----------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
--------	-----------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

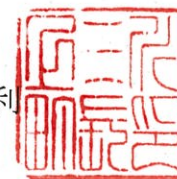


公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

SOUL VANNETH

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

村上 陽祐

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	PHAN THANH DUY
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TOUN NOB
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第2期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	